

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成15年10月21日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、

「トラックキャブ塗装工場更新計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

東京都港区港南二丁目16番4号
三菱ふそうトラック・バス株式会社
取締役社長 ヴィルフリート・ポート

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

トラックキャブ塗装工場更新計画

(2) 種類

工場又は事業所の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区大倉町10番地

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

トラックキャブ塗装工場の更新

(2) 内容

ア 開発区域面積 約11,159 m²

イ 土地利用計画

(ア) 新塗装工場棟 6,188 m²

(イ) 屋外設備 33 m²

(ウ) 緑化地 2,805 m²

(エ) 構内通路・駐車場 2,133 m²

ウ 施設建築計画

(ア) 構造 鉄骨造、ALC板（外壁）、折板（屋根）

(イ) 階数 地上4階

(ウ) 高さ 約30m

(エ) 建築面積 6,188 m²

(オ) 延床面積

18,814㎡

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成16年7月

完了予定：平成18年4月

6 条例準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成15年10月21日（火）から平成15年12月4日（木）まで

(2) 場 所

中原区役所、幸区役所、幸区役所日吉出張所及び本庁（環境局環境評価室）

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。